

医療費適正化計画・医療計画ワーキンググループ設置要領

(趣旨)

第1条 「福島県保険者協議会設置運営規程」第1条第1項において「福島県医療費適正化計画策定又は変更、同計画の実施についての都道府県への協力、福島県医療計画の策定又は変更にあたっての意見提出等を行うことを目的とする。」と規定している。ついては、この目的達成のため、企画調整部会の下に「医療費適正化計画・医療計画ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置し調査・分析等を行う。

(内容)

第2条 ワーキンググループにおいて検討する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 医療費適正化計画策定及び変更に関する調査、分析
- (2) 医療計画策定及び変更に関する調査、分析
- (3) 前号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 ワーキンググループの構成団体及びグループ員数については、別紙のとおりとする。

(組織)

第4条 ワーキンググループにグループ長及び副グループ長を置く。

- 2 グループ長及び副グループ長は、ワーキンググループ員の互選により選出する。
- 3 グループ長は、ワーキンググループの会務を総理し、ワーキンググループを代表する。
- 4 副グループ長は、グループ長を補佐し、グループ長が事故あるときは、その職を代理する。

(任期)

第5条 グループ員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 ワーキンググループ員に欠員が生じた場合における補欠ワーキンググループ員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 ワーキンググループ員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。

(事務局)

第6条 ワーキンググループの事務局は、福島県担当部署及び福島県国民健康保険団体

連合会に置くものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営について必要な事項は、グループ長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表

地域医療構想ワーキンググループ構成団体及びグループ員数

構成団体	グループ員数
全国健康保険協会福島支部	2
国民健康保険（市町村）	2
福島県後期高齢者医療広域連合	1
健康保険組合連合会福島連合会	1
福島県国民健康保険団体連合会	1
計	7